

令和7年5月 9日

瀬戸市議会議長 小澤 勝 様

第5議案 瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正
に対する継続審査の動議

上記の議案に対する継続審査を別紙の理由により、総務生活委員会に再付託の上、継続審査することを求め、瀬戸市会議規則第14条の規定により提出します。

発議者 瀬戸市議会議員

白井 淳

//

新井 亜由美

//

//

//

//

//

//

別紙

第 5 号議案 瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正
に対する継続審査の動議

第 5 号議案 瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正
を継続して審査することを求める。

記

(提出理由)

本案を提出するのは、3 月定例会に「パルティセと」、「菱野団地」の市民サービスセンターの廃止に関する瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正が提出され、総務生活委員会の審査において、同サービスセンター廃止の可否については、継続審査の動議が発議され、全会一致の賛成で継続されました。本臨時会において、同サービスセンター廃止について、各種証明書の交付及び市税納付等は、マイナンバーカードを取得することにより、可能となるが、現状マイナンバーカードの普及は 79%であり、持っていない人 2 割である約 2 万 6 千人への影響調査や廃止による代替案も示されておらず、判断材料となる情報提供や具体的な進展がないことも含め、可否を判断することは適当でないことから、次の定例会まで継続する必要があるためである。

以上